

市長への要望

1. 市庁舎内での【規範的統合】； 地域包括ケアから地域共生社会に向けて

(1) 副市長をトップとした庁内部下横断的な**地域包括ケア推進会議**の設置

(2) 戦略的人事

(高齢者福祉課・福祉課・保健センター・保険年金課・子ども未来課)

【ねらい】 *空き家対策等 【住まいと住まい方】を含む生活支援へ
*推進幹制度の弊害「他人事」から「我が事」への転換

2. 地域共生社会の「断らない相談支援」に対する「**トータルサポート**」の活用

保健師その他専門職を配置し「丸ごと地域包括ケア相談窓口」として

これにより、単に相談にとどまらず「医療介護連携支援センター」との連携により「**引きこもり**」その他困難事例にも対応可能

…介護保険財源を超えた**県内初**の取り組み

* 保健師その他のアウトリーチ【聞こえの保証】

3. **悪化する直前** (**税金滞納**・頻回搬送・徘徊者) の**市民情報**を、医療介護連携支援センター・地域包括支援センターに提供

* 「生命の危険」という**個人情報除外規定**を法的根拠に

* 「認知症初期集中支援チーム」に準じた活動が可能に

4. 地域支援事業； 介護人材確保のための**ボランティアポイント**の活用 (地域医療介護総合確保基金 市の手出し^{ゼロ}0)

【ねらい】 *介護ボランティアの人材確保と**互助**の形成促進

*各部・課でバラバラに養成しているボランティアの効率化

***社協**の活用 管理・登録・ポイント付与

生駒市における地域包括ケアシステムの推進体制の整備

個人支援の充実と地域支援
(まちづくり)の充実
→両輪が必要

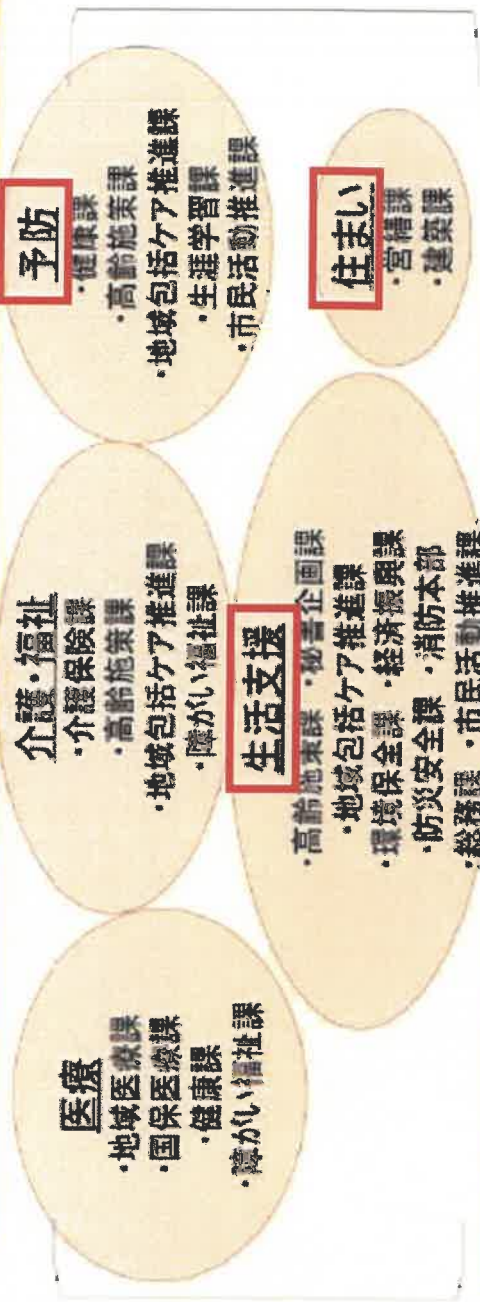
- ・健康寿命の延伸と元気高齢者の社会参加への支援
- ・病氣や要介護状態となっても安心して暮らせるケアの提供

副市長
がトップ。

平成26年度
庁内部課横断
的な組織の活
用に！

地域包括ケア推進会議の設置

- 介護保険・医療保険の枠組みだけでは解決できない！
- 組織横断的な取組への意識改革が必要！
- 庁内部課横断的な体制づくりが必要！



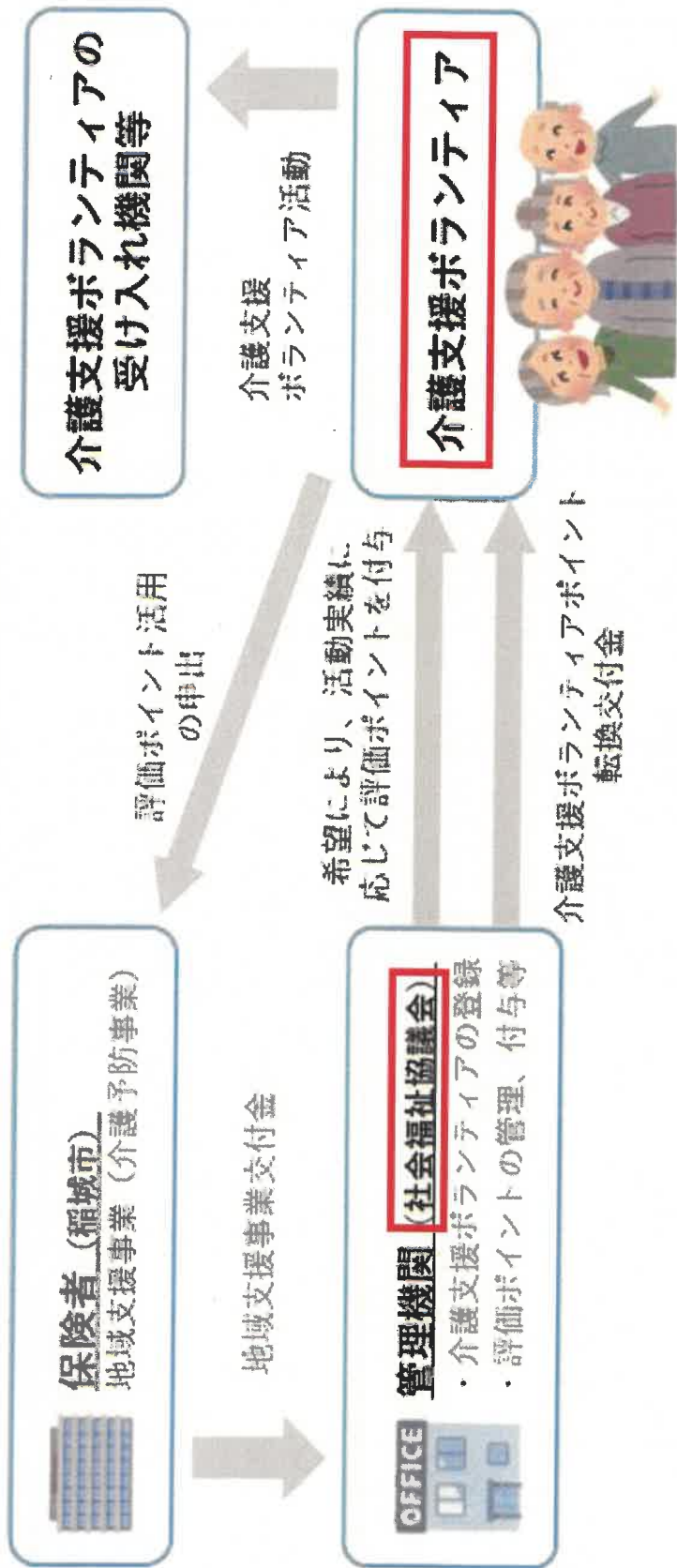
市民・行政(他部門)・事業者等と協働で
作り上げていくことが大切！

介護支援ボランティア

介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る。（介護保険の地域支援事業等で、平成28年度365市町村まで拡大）。

稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム

※稲城市ではポイントを、最大5,000円/年まで、事実上**介護保険料軽減**に充てられる



新 介護人材確保のためのボランティアポイントの活用

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和2年度概算要求

○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

新 地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

若者層、中年年齢層、
子育てを終えた層、
高齢者層



- 実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)
- ポイント付与の対象: 若者、中年年齢者、子育てを終えた者、高齢者
- 対象事業:
 - ① 都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講
 - ② 高齢者の通いの場や介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動

○財源構成: 国 2/3、都道府県 1/3



【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

高齢者層



- 実施主体: 市町村(平成30年度: 515市町村で実施)
- ポイント付与の対象: 高齢者
- 対象事業: ① 介護予防に資するボランティア活動
② 介護予防に資する活動への参加
- 財源構成: 国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、介護保険料 50%

※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)
※それぞれ単独での実施も可能